

様式第2号（第9条関係）

会議録

会議の名称	第1回ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり 条例（仮称）策定委員会			
開催日時	令和2年10月20日（火） 開会時刻 午後 1時30分 閉会時刻 午後 2時10分			
開催場所	市役所本庁舎5階 A大会議室			
出席した者の氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	委員長	小栗 俊之	委員	土屋健一郎
	副委員長	中村 友紀	委員	柳川 往子
	委員	山城いづみ	事務局	篠澤眞由美
	委員	風間 和江	事務局	土屋 範久
	委員	吉田 武陽	事務局	齊藤 隆之
	委員	山崎 直樹	事務局	関根 寛之
	委員	風間 清武	事務局	斑目 圭介
	委員	進藤美奈子		
会議の議題	1 委員長・副委員長の選任について 2 諮問 3 ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条 例（仮称）に関する市の考え方について			
会議の公開又は非公開の別	公開			
会議の非公開の理由				
傍聴人の数	0 人			
会議の内容	別紙のとおり			
会議資料	別添のとおり			
事務局	こども・元気健康部 子育て支援課			
議事の確定	確定年月日	令和2年11月16日		
	記名押印 又は署名	役職名	委員長 小栗 俊之	

別紙

発言の要旨

発言者	発言の要旨
事務局	<p>皆様、こんにちは。本日、会議の進行を務めさせていただきます子育て支援課の齊藤と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>「ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）策定委員会」の開催に先立ちまして、高畑市長から皆様に委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p>なお、本日御欠席の細谷様の委嘱状につきましては、別途お渡しさせていただきます。それでは、市長、よろしくお願いいたします。</p> <p>【市長より委嘱状交付】</p> <p>ここで皆様に一言ずつ所属とお名前など自己紹介をお願いいたします。</p> <p>【委員自己紹介】</p>
事務局	<p>それでは、「令和2年度第1回ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）策定委員会」を開催いたします。</p> <p>まず、会議の開催にあたり、ふじみ野市では審議会等の会議の公開に関する規則を制定しており、開かれた市政の実現を推進するため、会議を公開することと規定しております。本会議におきましても公開の対象となっておりますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。また、議事録についても公開の対象となりますので、会議の御発言等を録音させていただくことも併せまして御了承願います。なお、本日の会議の傍聴希望者はありません。</p> <p>続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>こども・元気健康部 篠澤部長、子育て支援課 土屋課長、関根係長、斑目主任です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、高畑市長から挨拶申し上げます。</p>
高畑市長	<p>【高畑市長挨拶】</p>

事務局	<p>続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。</p> <p>【配布資料の確認】</p> <p>資料1 こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）策定委員会条例</p> <p>資料2 こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）策定委員会名簿</p> <p>資料3 会議次第</p> <p>資料4 こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）について</p> <p>資料5 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査</p> <p>資料6 こどもにやさしいまちづくりに関するアンケート調査結果報告書</p> <p>それでは議事に移りますが、会議の進行は、ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）策定委員会条例第6条において、委員会の会議は、委員長が議長となると規定されておりますが、現時点で委員長が選出されておられません。「議題1 委員長及び副委員長の選出」につきましては、子育て支援課長が仮議長となり、会議の進行をさせていただきたいと思いますが、これに御異議ありますでしょうか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>ありがとうございます。それでは、子育て支援課長が仮議長となり、会議を進行させていただきます。</p>
仮議長（土屋課長）	<p>子育て支援課の土屋と申します。御賛同いただきましたので、僭越ではございますが、進行を務めさせていただきます。</p> <p>「議題1 委員長及び副委員長の選出」についてであります。策定委員会条例第5条の規定に基づき、委員の互選によって定めることとしています。自薦、他薦を問いませんので、委員の皆様から御意見ありますでしょうか。</p>
山城委員	<p>他の会議でも御一緒させていただいている方を推薦させていただきます。委員長に文京学院大学の小栗委員を推薦いたします。学識経験者という立場から本会議に参加していただいておりますので会議をまとめるうえで適任だと思われれます。また、副委員長に中村委員を推薦いたします。自治会や地域のことに携わっている方ですので適任だと思われれます。</p>
仮議長（土屋課長）	<p>ただいま、山城委員より、小栗委員を委員長に、中村委員を副委員長に御推薦いただきましたが、他に御意見はありますでしょうか。</p>

	<p>無いようでありましたら、委員長に小栗委員、副委員長に中村委員とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>それでは、委員の皆様の手拍子をもって決定とさせていただきます。</p> <p>(拍手あり)</p> <p>ありがとうございました。この後の議事は委員長に進行していただくこととなりますが、「議題2 諮問」については、高畑市長から委員長に諮問書をお渡しさせていただきますので、このまま私が進行させていただきたいと思います。</p>
<p>仮議長（土屋課長）</p>	<p>「議題2 諮問」につきましては、高畑市長からお願いいたします。</p> <p>【諮問】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、高畑市長におかれましては、公務のため退席させていただきますので、委員の皆様、御了承願います。</p> <p>【高畑市長退席】</p> <p>また、私の仮議長としての任務をここで終了とさせていただき、小栗委員長にこの後の議事を進行していただきたいと思います。小栗委員長、よろしく申し上げます。</p>
<p>小栗委員長</p>	<p>改めまして委員長の小栗俊之と申します。現場の意見をお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>中村副委員長</p>	<p>副委員長の中村です。よろしく申し上げます。</p>
<p>小栗委員長</p>	<p>それでは次第に沿って議題を進めさせていただきます。</p> <p>議題3の(3)の条例(仮称)に関する市の考え方について、はじめに事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料1を御覧ください。皆様に行っていただく事務としましては、策定委員会条例第2条に規定しているように条例素案の策定のために調査審議をしていただくこととなります。</p>

続いて、資料4を御覧ください。条例に関する市の考えをまとめたものです。1ページ目の策定の背景としては、様々な現状が課題として挙げられている中で、まず子どもの権利に関することを明文化していきたいというところがあります。子どもが被害者となる事件が顕著化しており、組織や機関を越えた子どもを守る体制整備が急務となっております。また、全国的にも救済制度の必要性は高まっており、国でも審議はされていますが、現在市町村数が1,725ある中で48の自治体でしか権利に関することに着目した条例は制定されておりません。埼玉県では0という状況ですので、県内初として取り組んで参りたいと思っております。

併せて、子どもの体力・運動機能の低下は、全国的な数値でも平成20年度から減少傾向にあり、令和元年度は顕著に下がっています。このような中で、市としてどのようなことが求められ、どのようなことができるのかに着目し検証をしていきたいと思っております。権利保護や体力に関する条例を策定し、子どものためにやさしいまちづくりを進めていきたいと思っております。

3ページ目の策定の趣旨としましては、平成28年に児童福祉法の中で子どもの権利に関する内容が明確に位置付けられました。18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進するという内容のもので、このような条例を県内初として作っていききたいということでございます。

4ページ目の条例の位置付けですが、今回策定しようとする条例は理念条例として位置付けるものになります。ふじみ野市将来構想 from2018to2030 前期基本計画（前期重点プロジェクト）の「子育てするならふじみ野市プロジェクト」の実現のために、子どもの権利と大人の役割を明確化するとともに、子どもにやさしいまちづくりを目指す本市の基本的理念を示すものとして条例化していきたいということでございます。

また、具体的な子どもの施策は、従前から策定し、進行管理を行っている「子ども・子育て支援事業計画」において明示していることから、本条例を理念条例と位置付けするものとなっております。

5ページ目の策定プロセスにつきましては、皆様に御議論いただく前段として市民参加を掲げており、取り分け子どもの積極的な参加を促していきたいと考えております。実際にはコロナ禍で本来実施すべきワークショップ等については実施が難しい状況でしたが、策定期間約1年半の間で子どもたちから意見を聞くこと

をしっかりと行っていくとともに、大人にもワークショップやヒアリングの参加を促しながらより良い条例を制定したいと思っております。また、条例の制定に向けて、子どもに関する事業への参加を市役所自らが行うことで、この条例の内容や行っていききたいことを伝えていききたいと考えております。

6 ページ目の策定による効果についてですが、外遊びには、体力や運動能力の向上だけではなく、風邪などの病気にかかりにくくなる他、自然との触れ合いを通して五感が刺激されて豊かな感性が育まれるなど、心と体の双方の健康面において効果が期待されます。また、将来を担う子どもたちが心身ともに健康に育つことは大変重要なことであるため、外遊びに関する施策等を行政と市民とが一体となって推進し、子どもが外でのびのびと遊ぶことができる環境作りに協力することを市全体の意思として明確にするという効果を期待しているところでございます。

最後に、自分から声を上げられない子どもたちの権利をしっかりと保障し、子どもに関する擁護を組織間の連携を明確にして位置付けをしていききたいと考えております。次のページにお示ししております組織としては、皆様の策定委員会に加え、庁内の検討委員会も設置しているところでございます。皆様方の外部組織として設置された策定委員会につきましては、委員11名で公共的団体を代表して来られた方、学識経験を有されている方、市民の中から積極的に御参加いただいた方という構成になっております。続いて、庁内の検討委員会については、こども・元気健康部長を筆頭に、関係課として子育て支援課、保育課、保健センター、文化・スポーツ振興課、公園緑地課、学校教育課など横の繋がりを求めた組織となっております。

スケジュールについてですが、本日の第1回目の会議を含めて計7回の会議を予定しております。最終的には令和4年3月の市議会に条例案を上程するスケジュールとなっており、本条例が議決された後には令和4年4月1日から条例が施行され、広く市民の方々に周知啓発を行っていききたいと考えております。

以上、資料等の説明と市の考え方についての説明となりますが、子どもの権利に関すること、体力低下に関することについて条例で明文化していききたいというものでございますので、委員の皆様におかれましては、御協議いただきお力添えいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

小栗委員長	御説明ありがとうございました。県内初の条例で、市町村では初の取り組みであるということですので、緊張感があり重責ですが、初めてだからこそ是非皆様から現場の御意見を聞かせていただき良いものを作っていきたいと思っています。御協力よろしくお願いします。本日は審議案件が一つですので、一言ずつ御発言をいただければと思います。まず中村副委員長からお願いします。
中村副委員長	県内初の条例ということですので良いものにしていきたいと思っています。最近、マスコミ等で子どもに関する悲しい事件を目にします。子どもの権利だけではなく、体力まで取り上げていることは良いことだと思います。策定による効果としては、市全体の意思を明確にするということだと思いますが、縦割り行政ではなく、庁内横断型で進めていただきたいと思います。アンケート等々、子どもの参加もあり、誰のための条例なのかということに踏み込んでいて素晴らしいと思います。より良い条例になるように皆さんで協力していききたいと思います。
山城委員	<p>子どもの外遊びの場が少なく、ボール遊びもなかなかできない現状だと思います。保育所を作ろうとすると地域から反発があったり、公園で遊ぶとうるさいというクレームがある中で、この条例ができれば、そういった部分が変わっていくのかなと思います。</p> <p>私は子ども会をしていて、「こども」という文字に敏感なのですが、条例（仮称）の名称にはひらがなで「こども」と表記されているのに対し、資料では漢字で「子供」や「子」だけが漢字の表記となっている箇所があります。今後どのように統一が図られていくのでしょうか。</p>
事務局	条例（仮称）の名称は子どもたちにも分かりやすいようにとひらがなで表記しておりますが、今後委員の皆様には御議論いただきたいと思っております。教育委員会的には漢字表記が正しいですが、資料については、漢字の「子」にひらがなの「ども」という表記で統一したいと思っています。
事務局	事務局からは、資料作成上の扱いについて、漢字の「子」にひらがなの「ども」という表記で統一する旨の説明をさせていただきましたが、条例を策定する上では皆様で審議していただければ

小栗委員長	<p>と思います。 次回以降、この点についても丁寧に審議していきます。</p>
風間（和）委員	<p>「こどもにやさしい」という題名に惹かれました。子どもが幸せに育っていくためにはいろいろな条件が整わなければなりません。親子の生活の安定、貧困からの脱却、親の心の安定、公園、児童館や図書館の充実、学校での平等、いじめをなくすこと、自治会や地域での子どもの扱い方、大人の子どもに対する接し方、祭りやイベントでの安全など、子どもに関していろいろと考えることがあります。この条例策定では一つ一つをきちんと考えていって良い案を出していくということになると思います。私は民生委員をやっていますので、親子の生活の安定、貧困からの脱却について努力していきたいと思います。</p>
吉田委員	<p>子どもの体力・運動機能が低下しているということですが、今なかなか体を動かして運動できる環境がありません。室内外を問わず、楽しく体を動かして遊べる環境が必要ですので、外遊びがどうしても無理なら中で遊べる施設にも力を入れるべきだと思います。また、ネットやスマホは一概に悪とは言えず、ポケモンGOのように地域コミュニティの形成を促進する場合があります。子どもによっては心の拠り所になっていることもあります。また、本気でネットやスマホを使って何かに取り組んでいる子もいます。子どもの権利を大事にするのであれば、ネットやスマホができる環境を潰すのではなく、いかに楽しく体を動かして遊べる環境を作れるかが大事だと思います。</p>
山崎委員	<p>策定の背景をみると、学校が抱える課題と同じだと感じました。特に現在コロナ禍で子どもたちの体力はかなり低下しています。学校も行政や地域と協力しながら、子どものために尽力していきたいと思っています。</p>
風間（清）委員	<p>私は体育協会で体育に携わっておりますが、子どもたちの体力の低下は実感しています。公園でも会話をせずに隣同士でゲームやラインをしているのをよく目にします。これから協力させていただきたいと思います。</p>
進藤委員	<p>吉田委員のネットやスマホを否定しないで付き合っていくという意見には大賛成です。自分は文化畑ですが、大学生と高校生の</p>

娘たちはずっとスポーツをしていて、走り回っては危ないと近所の人によく怒られていましたし、学校でも午後5時になったら出て行けと怒られていました。子どもたちが動くことができない環境は大人たちが作っています。音楽や体育で優秀な学校は落ち着きがあり勉強もできるということが国としても言われており、音楽や体育はそれ程大切なものです。また、先程課題に上がった子どもに関する環境の中では親子関係が一番大事だと思います。特に食のことについては、お菓子を食べながらスマホをいじってダラダラするという生活では心身の健康が奪われてしまいます。街で食に関する企画をすれば、親は作ってみようかなという興味が沸き、子どもの食の改善にも繋がっていきます。脳の思考回路も良くなり、いろいろなことが上手くいくようになります。家庭環境、親子関係、食のこと等、この機会にいろいろなことを話せたらいいなと思います。

土屋委員

小学1年生と5年生の娘と中学に上がった息子がいますが、策定の背景として説明されていることは、まさに直面している悩みです。ネットやスマホを否定はしませんが、中学1年の息子が目を盗んでゲームをやっている、親としては悩んでいます。昔のテレビゲームは親の目が届いたが、今は持ち出してできるので、けじめをどう教育していくかが課題だと感じています。有意義な会議にしていきたいと思っています。

柳川委員

子どもは中学2年生と高校2年生の男子なのですが、2人とも校外で習い事をしていて、運動することにずっと触れ合ってきました。子どもが少年野球をやっていたのでボールを使える所が欲しかったのですが、近くに無くて自転車で30分掛けてボールを使える公園に行くことが多々ありました。学校に早朝練習しに行ったら近所からの苦情が入ったということもありました。習い事以外で運動を思いっきりできる所はすごく少ないです。中高生で校外での習い事や部活をしていない子は、学校から帰って時間があっても遊ぶところがないので、スマホやゲームを長時間利用していることが多く、悪循環になってしまいます。スマホやゲームが悪いのではなく、使い方を考える必要があります。外で運動したり遊ぶ時間が長くなれば必然的にスマホやゲームをする時間が短くなりますが、全員がそのような環境にあるわけではないので、そういったところを考えていければいいなと思っています。

小栗委員長	<p>皆様からの御意見を聞いて良かったと思います。様々な現場の意見があり、条例としてまとめることは大変ですが、次回以降、審議事項を明確にして作り上げていきたいと思います。まだまだ議論したいところですが、一言ずついただきましたので議題3については終わります。</p>
事務局	<p>リアルタイムで子育てされている委員の方、または子育てされていた委員の方、文化やスポーツ、学校関係など選りすぐりのメンバーが揃い実のある議論ができるのではと期待しております。</p> <p>先程、進藤委員から栄養のことについて話がありましたが、条例第6条第4項には「委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を又はその説明を聴くことができる。」と規定しております。必要であれば、市の栄養士、もしくは山崎委員にお願いをして栄養教諭がいらっしゃれば出席を求めたいと考えています。御意見がありましたら事務局までお寄せください。</p>
小栗委員長	<p>一つポイントとして、「食」ということが出てきましたので、その方向も含めて考えていければと思います。</p> <p>他に御質問・御意見が無いようでしたら、本日の議題は終了となります。</p> <p>次は、事務局から事務連絡がございますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>次回の会議は3か月後の1月26日（火）の午後3時半から今日と同じ会場で実施したいと考えております。会場を抑える関係で、次回の会議の中でさらに次の会議の日程をお伝えさせていただきますので御了承ください。会議の時間は最大2時間を考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>